法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

	上 工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ご	①仮設	仮設工事 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
と の	②土工	土工事 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
作業内	③基礎	基礎工事 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
容及	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
び解体	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
等の上	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
方法			
2	解体工事に要する費用 (受注者の見積金額) (注)解体工事の場合のみ記載する。		円(税込)
3	再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)		別紙のとおり
4	特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)		円(税込)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)